

文化を支える
協働あか
灯りまっりの運営

市内には、宵宮や祭礼の際に地口行灯（じぐちあんどん）を飾る風習があります。

この伝統を小平グリーンロードを舞台に再現しようと平成18年に灯りまつりが始まりました。市民手作りのまつりです。自治会、青少対、商工会、市民団体などいろいろな立場の人からなる実行委員会が中心となって企画運営し、飾られる灯ろうも、やはり市民の手作りです。

伝統の地口行灯の製作は難しいですが、手作りならどんな灯ろうでも参加することができます。自分の趣味や個性を活かした個性的なオリジナル灯ろうは、来場者を楽しませてくれます。関連イベントとして実施している「新作地口をつくろう」も人気で、毎年多くの作品が寄せられています。この現代版新作地口に絵をつけるのも市内の公民館サークルの方々

で、楽しい地口と絵は来場者に好評です。

年々、灯ろうの数も増え、会場も広がり、来場者も増えてきています。伝統を受け継ぎ、地域交流、世代間交流ができるイベントとして、市民が支える市民手作りのイベントとして、これからも多くの方とともに育てていきたいと思っています。



問合せ 産業振興課 ☎042(346)9581

自治における協働

市民が作った自治基本条例

小平市自治基本条例は、小平市の自治の基本理念ならびに市民、議会、市長等のあり方および市政に関する基本的な事項を定めることにより、自治の実現を図ることを目的としています。

市では、条例案の検討に当たり、市民がみずからの取り組みとして進めていく小平市自治基本条例制定基本方針を定め、公募の市民による「小平市自治基本条例をつくる市民の会議」（市民の会議）の条例案の検討を支援してきました。

平成18年8月に「市民の会議準備会」が発足し、会則や相互協定、運営体制など、自治基本条例案の検討に当たって必要な事項の協議を行い、平成19年2月に、市と条例案の策定に関する役割分担や相互協力の内容を定める協定を締結し、市民の会議が設立されました。

市民の会議では、160回に及び会議を重ね、広報用ポスターや自治基本条例だよりの作成・配布などの広報活動を積極的に行うとともに、市民意見交換会やフォーラムなどを開催し、多くの市民の声を聴いて条例案を策定し、市長に提出しました。

市では、検討過程において、市民の会議への情報提供や意見調整を行い、条例案の提出を受けて、議案として議会に提出しました。

議会では、平成20年6月定例会初日に議案が上程され、新たに設置した13人からなる小平市自治基本条例特別委員会に付託されました。特別委員会では、19回に渡

る審査が行われ、平成21年12月定例会最終日に条例案が可決され、12月22日に「小平市自治基本条例」が施行されました。

問合せ 自治基本条例担当
☎042(346)9582
(4月以降は政策課へ)

交通における
協働

コミュニティタクシーの実証実験運行

コミュニティタクシーは、バスより小さいワンボックスカーを使用し、路線バスなどが通行しにくい身近な地域内に停留所を設け、時刻表により運行する公共交通です。市では、協働の考えから「考える会」を立ち上げ、ルートなどについて検討を重ねています。大沼地域の「コミュニティタクシーを考える会」におけるさまざまなノウハウをもとに、新たな地域で検討に入るために、小川・栄町地域でも「考える会」を立ち上げました。運行を地域で

支えていくことを目的に、周辺地域の14団体が参加し、平成20年12月から、おおむね月1回、話し合いをしています。地域内のニーズを知るためのアンケート調査を行い、その結果を踏まえ、

小川西町と栄町地域で平成22年度の早い時期に、実証実験運行を開始する準備を進めています。

現在、大沼地域で快走しているコミュニティタクシー「ぶるべー号」のデザインは、武蔵野美術大学との協働で生まれたものです。



問合せ 都市開発部公共交通担当
☎042(346)9814



知の協働

図書館とともに

図書館では、団体や個人のボランティアの方々が図書館の事業を支えています。小平市子ども文庫連絡協議会は、市に図書館ができる前から活動し、昭和50年に図書館が開館すると「おはなし会」の事業を職員とともに担い、研修もいっしょに行い、現在に至っています。図書館との活動は35年に及び、まさに図書館とともに児童サービスの一端を担っています。拡大写本の会「ひまわり」は、心身に障がいのある子どもに向けて布の絵本や遊具、弱視の子どもには拡大写本を作成し、作品は図書館を通じて障がいのある子どもたちに貸し出しされています。

また、個人のボランティアの方々も、図書館資料の修理、地域資料のデジタル化、古文書の解読などに積極的に取り組んでいます。まさに協働は、なくてはならない存在なのです。



問合せ 中央図書館 ☎042(345)1246

市民・事業者・市との
協働男女共同参画社会の
実現を目指して

推進計画とみなし、さまざまな事業を行っています。男女共同参画社会は、市民、事業者、団体など地域のすべての力と行政の協働によって実現するものです。

その実現に向けて、市は、昭和54年から女性問題の解決のために活動を続けている団体「小平市女性のつどい」との共催事業を行うなど、車の両輪として活動してきました。また、公募市民で構成する「男女共同参画推進実行委員会」では、広報誌「ひらく」の企画・編集や講座・フォーラムの企画・運営、男女共同参画センター事業の企画・実施などを行っています。皆さんに、広報誌や講演会などへの参加に加え、さまざまな企画や運営に積極的に参加していただき、その経験の種を地域にまいていただければと願っています。



問合せ 青少年男女平等課 ☎042(346)9618

身近な
協働

自治会・町会における協働

「遠くの親戚より近くの他人」と言われるように、いざというとき一番頼りになるのはやはり、隣近所の皆さんです。隣近所の代表的組織である自治会・町会は、各自でさまざまな事業を行っています。その中には、安全で住みよい地域にするために、市と自治会・町会などがお互いに協力して行う活動、たとえば公園の清掃や喫煙マナーアップキャンペーンなどの環境美化活動、ごみ減量キャンペーンへの参加などの資源リサイクル活動、防災訓練への参加などの防災活動など、さまざまな取り組みをしています。また、自治会・町会の中には、いつ起こるか

わからない災害に備えて、共助と助け合いの心を強化するため、自主防災組織を作り、市に登録をしているところもあります。

一人で解決できない地域の問題も、皆さんの協力で解決できることもたくさんあります。皆さんにとって力強い自治会・町会にぜひ加入しませんか。

問合せ 地域文化課
☎042(346)9532

